

議案第 8 号

八幡浜市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

令和元年 6 月 1 0 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市行政財産使用料条例の一部を改正する条例

八幡浜市行政財産使用料条例（平成 2 1 年条例第 3 5 号）の一部を次のように
改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定中太枠で囲まれた部分を同表の改正後の欄
に掲げる規定に太枠で囲まれた部分で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表			別表		
種類	使用の区分	使用料	種類	使用の区分	使用料
(略)			(略)		
その他	自動販売機	1 台 2 5, 2 0 0 円	その他	自動販売機	1 台 2 4, 7 2 0 円
	(略)			(略)	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の八幡浜市行政財産使用料条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に発する納入通知書に係る使用料について適用し、同日前に発する納入通知書に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法等の改正に伴い、所要の改正を行うため。

